

## 個別事項（類似調査の集約・一本化）に対する回答（様式）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	厚生労働省
論点	<p>2. 個別事項（経済団体からの意見等への対応）</p> <p>（2）類似調査の集約・一本化（ワンスオンリー）</p> <p>・「職種別民間給与実態調査」（人事院）、「民間給与実態統計調査」（国税庁）、</p> <p>「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）</p> <p>（対応方針）</p> <p>関係省庁に検討を促し、回答を求める。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>○ 賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数等の労働者の属性別に明らかにすることを目的として実施している調査である。雇用・就業形態が多様化している中で、労働者の属性別の賃金については、労働政策を進める上で重要というだけでなく、社会全般の関心事となっているが、本調査はこれを全体的に把握できる基本的な統計調査として、他では代替し得ないものである。</p> <p>○ 本調査の結果は多方面で活用されており、労働者災害補償保険の給付額の算定、最低賃金の決定に係る審議会での調査審議、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準の設定などの行政施策のほか、労働経済や男女共同参画の進捗状況等について様々な分野の白書や大学等研究機関が行う分析、民間企業における賃金決定の参考資料など官民間問わず用いられている。</p> <p>○ 行政手続コストの削減を図ることは重要な課題であることから、本調査として基本計画で取り上げたオンライン調査の導入（電磁的記録媒体による調査票の提出を含む。）や本社一括調査の導入に加え、調査事項の精査等による更なる調査項目数の削減についても検討を進めてまいりたい。</p> <p>○ 今般、ご指摘のあった他の賃金調査との集約・一本化について人事院及び国税庁と協議を重ねつつ検討を行ったところであるが、以下の理由から集約・一本化は困難と考える。</p> <p>① 本調査は賃金に関する基本的な統計調査であり、標本数が極めて多く利用が広範囲に及ぶことから、本調査を特定の目的に特化して実施されている「職種別民間給与実態調査」や「民間給与実態統計調査」へ吸収させることは適切ではない。</p> <p>② 人事院の「職種別民間給与実態調査」は厳密に定義された職種ごとに賃金を把握するため、調査員が事業所を訪問し、職種分類に必要な情報を聞き取り・確認の上調査</p>	

票の記入を行う方式により調査をする必要があるが、本調査のように標本数の多い調査で同様の方式を導入することは非現実的である。

本調査に「職種別民間給与実態調査」が必要とする調査項目を加えて集約した場合、調査項目が詳細となることから全体として行政手続コストが増加することとなり、また、聞き取りもできないことから人事院の政策上必要とする記入内容の精確性の確保も難しくなる。

- ③ 国税庁の「民間給与実態統計調査」は税務行政で必要とする調査項目が多く、本調査と調査項目の重複が少ないため、本調査に「民間給与実態統計調査」が必要とする調査項目を追加して集約しても1事業所当たりのコスト削減効果は限定的である。

特に、本調査では常用労働者数100人未満の事業所が調査対象事業所全体の8割超を占めているが、現在はこうした中小事業所では2調査が重複して対象となる可能性が非常に低く、仮に集約した場合には調査項目の総数が増えることとなり、かえって行政手続コストが増加する。